

2018年5月8日

協力会社 各位

大阪本店安全衛生管理委員会

5・6月度「熱中症防止対策推進月間」について
(全国安全週間準備期間6月1日～6月30日)

4月22日現在の安全成績は災害件数14件と、4月管理値18件を下回り、順調に推移しています。大阪本店では昨年、2年ぶりに熱中症発症0件を達成し、熱中症予防意識が広く定着していることが伺えます。しかし、作業所で“初めての夏”を迎える作業員にとっては、熱中症の予防方法がわからず我慢してしまい、熱中症を発症するリスクが高くなります。

今年も厳しい暑さが予想され、高温多湿の厳しい作業条件が見込まれます。熱中症は、日々の体調管理を確実に実施し、自律神経を正常に機能させ、十分な水分及び適度な塩分の補給を柱とした予防対策を行うことにより、確実に防止できる労働災害です。

本年も昨年に引き続き、熱中症発症0件の達成を目標に活動を推進します。

熱中症防止は早期発見、早期手当が回復の鍵となります。熱中症の前兆として「筋肉の硬直」や「めまい」または「たちくらみ」が現れた場合は、我慢や無理をせず休憩を取り、スポーツドリンク等で水分・塩分の補給を行ってください。

については、下記のとおり各作業所において早期に昨年までの“熱中症予防対策”をよりスパイラルアップして、確実に実行しその予防に努めてください。

記

1. 実施期間

5月1日～6月30日（熱中症防止対策推進期間：5月1日～9月30日）

2. 月間目標

「熱中症防止対策推進月間」

3. スローガン

「休憩・給水・顔色チェック みんなで防ごう 熱中症」

4. 重点実施事項

(1) 熱中症予防対策【必須12項目】(別紙1)

- ① 一人ひとりの体調管理
- ② 全員で作業前の体調チェック
- ③ 作業前・作業中の水分・塩分のこまめな補給
- ④ 熱中症予防保護具の着装（防暑タレ等は屋内作業従事者を除く）
- ⑤ 熱中症予防ポスター（別紙2）掲示とWBGT値（別紙3）の活用
- ⑥ 熱中症パトロールの実施
- ⑦ 工場扇風機、ミスト扇風機、スポットクーラー等の活用
- ⑧ 塩飴類・ウォータークーラー・製氷機の配置
- ⑨ スポーツドリンク類の自動販売機を設置
- ⑩ 作業場所近くにクールダウンスペースを設置
- ⑪ 事務所に緊急用「冷却パック」「経口補水液」を常備
- ⑫ 平均台歩行による体調チェック

(2) 「事業主熱中症ゼロ宣言」の掲示（5月1日～9月30日）(別紙4)

「絶対に自社従業員を熱中症から守る！」という強い決意として、事業主が従業員に熱中症予防対策となる行動を確実に実施させるべく「事業主熱中症ゼロ宣言」を5月、6-7月、8-9月の計3回、RAKYボードに掲示する。5月は宣言を実行に移す期間、6-7月は宣言が確実に実施できているか事業主自らフォロー巡回を行い、自社の作業状況を確認する期間、8-9月は事業主巡回を行うと共に、6-7月巡回の教訓を生かし、もっと従業員を守るための活動を展開する期間とする。

(3) 作業員自身の体調管理（自律神経の正常な機能を維持させる）

- ① 十分な睡眠を取る。
- ② 過度の飲酒は控える。
- ③ 朝食、昼食を必ず摂る。
- ④ 風邪等の発熱時は作業を控える。
- ⑤ 僅かでも体調不良を感じた場合、報告・相談して作業の可否を判断する。
- ⑥ “喉の渇き”の自覚症状の有無に係らず作業前及び作業中に水分、塩分のこまめな補給をする。（濃度0.1～0.2%の食塩水又はナトリウム40～80mg/100mlのスポーツドリンクを20～30分毎にカップ1～2杯が摂取量の目安）
- ⑦ 「めまい・立ちくらみ」を感じたら速やかに報告後休憩し、身体を冷却すると共にスポーツドリンク、経口補水液等にて水分・塩分を補給する。

(4) 服装・保護具・作業環境の管理

- ① 体を冷やして発汗を抑える効果のある空調服の着用を推奨する。当社社員においても、5月より空調服の申し込みが開始されるので作業所にて積極的な導入を検討すること。
- ② 作業員の服装は、直射日光を避けるため「長袖シャツ」の着用を指導し、肩・腕を露出している作業は厳禁とする。
- ③ 作業環境に応じて、防暑タレ・首筋冷却ベルト・冷却ベスト等の熱中症予防保護具を着装するよう指導する。
- ④ 「熱中症予防対策【必須12項目】」（別紙1）を参考として作業環境を整える。

(5) WBGT値（暑さ指数）の活用

- ① WBGT値とは気温と湿度によって決まる「暑さ指数」（別紙3）であり、各作業所ではWBGT値を参考に作業場所に応じた熱中症予防対策を徹底する。
- ② 熱中症の発生はWBGT値が31℃を超えると急増するため、当日のWBGT予報値を朝礼でアナウンスし、注意喚起する。

(6) 作業前及び作業中の体調確認及び作業中の巡視の徹底

- ① 事業主に対して自社作業員の健康診断時における有所見の把握を行い、就業上の措置等について確実に実施するよう指導する。
- ② 当社職員、職長は新規入場時や朝礼時（RAKY時）に声掛けによる作業員の健康状態の確認を行う。睡眠不足、二日酔い、空腹、発熱、下痢等の体調不良者については各職長に適正配置（作業中止含む）を確実に行わせる。
- ③ 作業員は作業中30分に1回程度はお互いに声を掛け合い、他職であっても熱中症が疑われる作業員を発見した時は、当社職員、職長へ連絡するよう指導する。
- ④ 水分及び塩分の摂取状況確認、熱中症を疑わせる兆候の早期発見と速やかな対応措置を目的に当社職員、職長による巡視をこまめに行う。

(7) 所長安全宣言、職長安全宣言に熱中症予防に関する実施事項を明記する。

(8) 熱中症発症時の処置

- ① 口から水分補給できる場合は、体を冷却し、スポーツドリンク・経口補水液等を補給する。
- ② 口から水分補給できない場合は、すみやかに病院へ搬送する。
- ③ 意識が無い場合は、救急車にて緊急搬送する。

5. 全国安全週間準備期間について

本年度の第91回全国安全週間は6月を準備期間、7月1日～7月7日を本週間として展開されます。

熱中症予防対策【必須12項目】

(別紙1)

- ① 【体調】 一人ひとりの体調管理 (睡眠不足・過度の飲酒・朝食抜き・発熱は危険)
- ② 【体調】 全員で作業前の体調チェック (当社従業員、職長が中心となり実施)
- ③ 【飲む】 作業前・作業中の水分・塩分のこまめな補給
(濃度0.1-0.2%の食塩水又はナトリウム40-80mg/100mlのスポーツドリンクを20~30分毎にカップ1-2杯が摂取量の目安)
- ④ 【遮る】 熱中症予防保護具の着装 (防暑タレ・首筋冷却ベルト・冷却ベスト等)
- ⑤ 熱中症予防ポスター掲示とWBGT値 (暑さ指数) の活用
- ⑥ 【飲む】 熱中症パトロールの実施 (体調確認・スポーツドリンク配布等)
- ⑦ 【冷やす】 工場扇風機、ミスト扇風機、スポットクーラー等の活用
- ⑧ 【飲む】 塩飴類・ウォータークーラー・製氷機の配置
- ⑨ 【飲む】 スポーツドリンク類の自動販売機を設置
- ⑩ 【冷やす】 作業場所近くにクールダウンスペース (冷却休憩施設) を設置
- ⑪ 【冷やす】 事務所に緊急用冷却パック・経口補水液等を常備
- ⑫ 【体調】 平均台歩行による体調チェック

竹中工務店

実施期間：2018.5~2018.9

熱中症を予防しよう!

(別紙2)

WBGT

21℃以上25℃未満

25℃以上28℃未満

28℃以上31℃未満

31℃以上

熱中症警戒レベル



注意!

警戒!

嚴重警戒!

危険!

1回以上/
60分

1回以上/
60分

1回以上/
45分

1回以上/
30分

午前1回
午後1回

午前1回
午後1回

午前2回
午後2回

午前3回
午後3回



水分・塩分補給



休憩

「めまい」「こむらがり」は熱中症の前兆です。すぐに休憩しましょう!

支 店 長
部 門 長 殿

品 質 部
品 質 管 理 委 員 会

5月、6月度「鉄筋問題・漏水問題撲滅月間」について

2017年12月05日付通牒（西日本品牒17-13）『2018年度「品質管理月間目標」及び「スローガン」の設定について』に基づき、下記のとおり「品質管理月間目標」、「スローガン」及び「重点実施事項」を設定し、品質管理の徹底を図ります。

5月・6月は「鉄筋問題・漏水問題撲滅月間」としますので、下記事項を確実に実施し、品質の確保に努めてください。

記

1. 「品質管理月間目標」及び「スローガン」

月	月 間 目 標	ス ロ ー ガ ン
5・6	鉄筋問題・漏水問題撲滅月間	撲滅しよう！期中とアフターの2大品質問題

2. 重点実施事項

決められたプロセスの遵守：施工段階において、施工管理シート・施工計画書にもとづき、次の点に留意して各プロセスでの確認を行う。

(1) 鉄筋問題の撲滅

- ① 構造設計主旨説明会・鉄筋工事品質事前打合せの実施
- ② 技術審査会での指摘事項の確認
- ③ 構造図上で「間違いやすい部位」の抽出
- ④ 協力会社による鉄筋加工帳のダブルチェック
- ⑤ コンクリート打設位置の早期決定（急な変更はしない）
- ⑥ 全対象工区における配筋検査野帳及び工区境（水平・垂直）における差し筋指示図または次工区の配筋検査野帳の早期作成と確認。特に設計変更内容が正しく反映されているか確認する。
- ⑦ 協力会社・作業所鉄筋担当者の自主検査（全数検査）の徹底

(2) 漏水問題の撲滅

次のポイントを抽出し、漏水問題撲滅ファイルにファイリングするとともに、作業所内及び協力会社作業員にまで、きめ細かく伝達されているか確認する。

- ① 技術審査会での漏水に関する指摘事項と処置内容
- ② 設計意図の伝達内容
- ③ 漏水リスクが高い部位の施工図上での適切な指示

- ④ 施工図上で別途工事と表現されている部位について、協力会社への図面による指示
(特にシール工事)
- ⑤ 3Dスケッチ、モックアップでの検討内容 (必要に応じて)
- ⑥ 工手順の確認 (特に最初の工区では施工手順のプロセスを写真等で記録し周知する)
- ⑦ 雨水排水計画・施工図及び作業所担当者・協力会社の責任区分の早期決定
- ⑧ 現地現物での確認と必要箇所での散水試験の実施

3. 3、4月間目標のフォローと継続について

3、4月間目標「品質コミュニケーション強化月間」において取り組んだ活動状況のフォローを行うとともに、今後も作業所、協力会社及び内勤関連部門が一体となり、基本に戻って品質を確実に確保するよう活動を継続する。

4. 問合せ先

品質部 吉浦 (内線 841-4547) 河野 (内線 891-42217)
技術部 青木 (内線 891-42577)

以 上

4. 品質管理月間目標(5月、6月度)

鉄筋問題・漏水問題撲滅月間

2018年 撲滅しよう!
5・6月 期中とアフターの2大品質問題



工事名: 白濁食品新工場

災害事例・再発防止情報

タイトル	立ち馬を担いで段差を降りた際、足首を捻挫
災害発生日	2017年4月15日(土) 11時20分 天候(晴)

災害属性	被災程度	不休	災害種別	業務(通常)
	被災者属性	労働者		
被災者	職種	型わく解体工	年齢	21歳
	経験年数	5年	就労日数	10日
災害情報	型別	動作の反動、無理な動作	起因別	立脚足場、可搬式作業台・立馬
	被災工程	く体工事	被災作業	型枠組立・解体
	死傷病部位	脚部		

工事情報	工事種別	新築	受注形態	当社元請
	工事区分	請負工事	施工区分	単独
	建物種別	共同住宅 / その他 / その他		
	構造	RC / S	階数	B1 F21 P2
1次協力会社	被災者系列	3次会社	竹和会	会員
	安衛協	加入	互助事業	加入

発生状況	いつどこで	午前・11時20分頃・鉄骨階段の段差部で
	誰が誰と	被災者が
	何をしていた時	立馬を担いで移動しているとき、
	どうなったか	足をひねって捻挫した

災害発生状況図



立ち馬を担いで移動中、段差で右足首を捻挫した

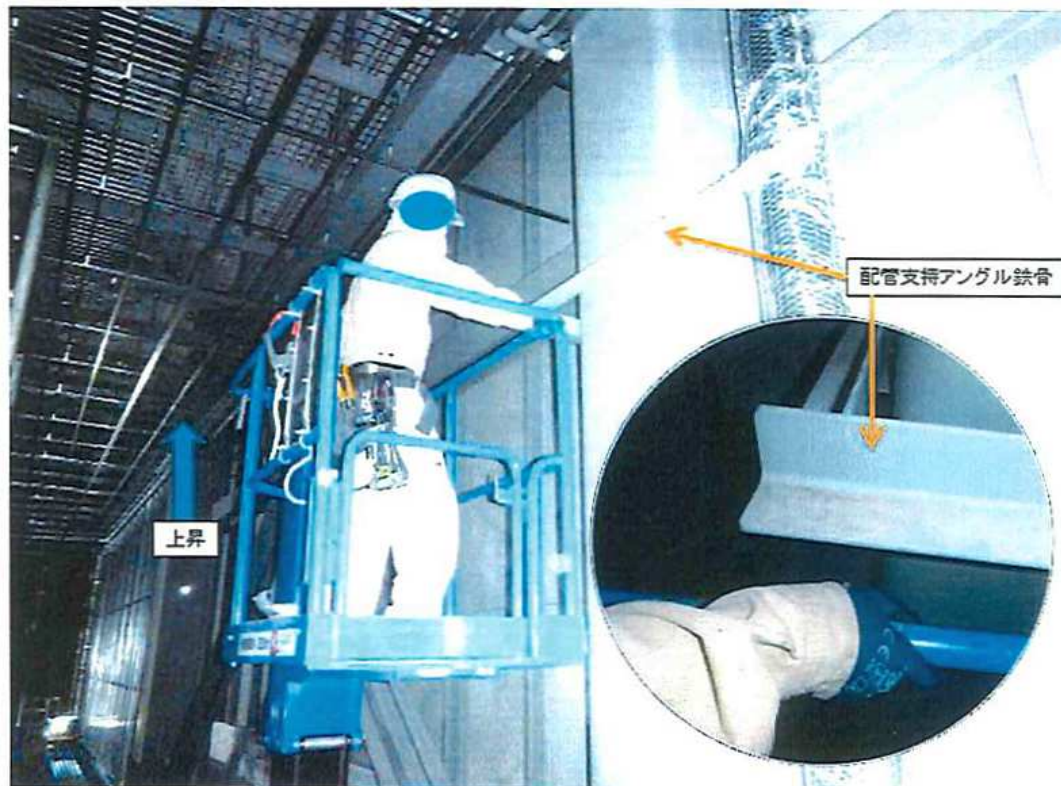
発生要因	1	頭の上に立馬を担いでいたため、足元が目視できていなかった。
	2	一人で担いだ方が効率が良く、早く作業が出来ると考え、油断をしてしまった。
	3	

再発防止策	1	立馬を担ぐのではなく、段差部では立馬の片側を一度床面に預け、片側の車輪を利用し、押して移動する。
	2	指差呼称の徹底、周囲への声掛けで援助を依頼し、段差部での立馬の移動は2人1組でおこなうこととする。
	3	

災害事例・再発防止情報

タイトル	高所作業車使用してLGS墨出し中に鉄骨と手を挟んだ
災害発生日	2017年4月5日(水) 11時30分 天候(晴)

災害発生状況図



かご手摺に置いた手をアングルに挟まれた

災害属性	被災程度	不休	災害種別	業務(通常)
	被災者属性	中小事業主		
被災者	職種	内装工	年齢	57歳
	経験年数	37年	就労日数	4日
災害情報	型別	はさまれ、巻き込まれ	起因別	高所作業車
	被災工程	仕上工事	被災作業	その他作業
	死傷病部位	手指一肩		

工事情報	工事種別	改修	受注形態	当社元請
	工事区分	請負工事	施工区分	単独
	建物種別	化学工業製品工場		
	構造	S	階数	B0 F3 P1
1次協力会社	被災者系列	3次会社	竹和会	会員
	安衛協	加入	互助事業	加入

発生状況	いつどこで	午前・11時30分頃・3階 倉庫エリアで
	誰が誰と	被災者が
	何をしていた時	高所作業車を使用してLGS墨出しをしていた時
	どうなったか	かご手摺載せた手を配管支持アングルに挟んだ

発生要因	1	作業車を配置してからその位置で大丈夫だろうと思い込んでいた
	2	
	3	

再発防止策	1	高所作業車を上昇させる、移動する際は周囲を確認する
	2	
	3	

災害事例・再発防止情報

タイトル **ブレースを交し身を乗り出した時踊り場まで約2.1m転落**

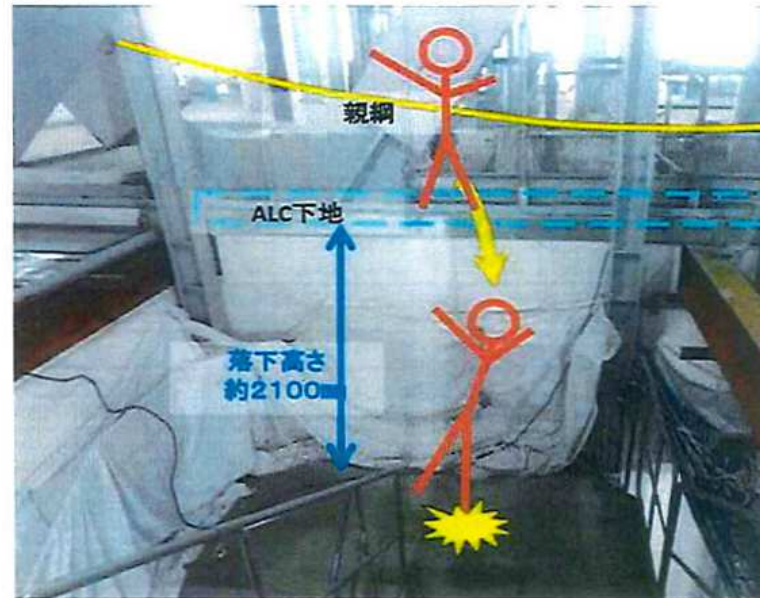
災害発生日 2017年4月12日(水) 14時29分 天候(晴)

災害属性	被災程度	休業3日以下	災害種別	業務(通常)
	被災者属性	労働者		
被災者	職種	ALC工	年齢	19歳
	経験年数	0年	就労日数	54日
災害情報	型別	墜落、転落	起因別	階段、さん橋
	被災工程	仕上工事	被災作業	その他作業
	死傷病部位	脚部		

工事情報	工事種別	新築	受注形態	当社元請
	工事区分	請負工事	施工区分	単独
	建物種別	一般事務所		
	構造	S / SRC	階数	B3 F35 P2
1次協力会社	被災者系列	2次会社	竹和会	会員
	安衛協	加入	互助事業	加入

発生状況	いつどこで	午後・14時29分頃・12階鉄骨階段まわりで
	誰が誰と	被災者が単独で
	何をしていた時	ALCの下地アングルの錆止め処理をスプレーで行っているとき
	どうなったか	鉄骨ブレースを交わして移動しようと身を乗り出した際、転落

災害発生状況図



ブレースを交し身を乗り出した時、約2.1m転落

発生要因	1	錆止め処理は手摺の内側から手を伸ばす、もしくは、踊場に可搬式作業台を組立てて作業が可能にも関わらず、手摺り外部に出て作業してしまった。
	2	落下高さが低く、安全帯が十分に機能しなかった。
	3	未熟練工が単独で作業を行っていた。

再発防止策	1	当該作業については踊場の大きさに応じた適正な可搬式作業台を設置して作業を行う。
	2	親綱は使用者が落下した場合の高さを考慮した、適正な支点間距離と高さに設置する。
	3	未熟練工(経験年数2年未満)の作業については、職長と共に現地KY等を通じて確認する。単独で作業をさせる場合は、危険ヶ所での作業配置をしない。

第91回 全国安全週間

期 間：平成30年7月1日(日)～7日(土)

【準備期間：平成30年6月1日(金)～30日(土)】

(スローガン)

あら してん しょうぼ そうい くふう あんぜんかんり
新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理
お どりよく きず さい
惜しまぬ努力で築くゼロ災

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で91回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的に減少し、平成29年の労働災害については、死亡災害は3年連続で1,000人を下回りました。

しかしながら、死亡災害と休業4日以上之死傷災害は前年より増加しました。第13次労働災害防止計画が平成30年度を初年度として新たに展開されていることを踏まえ、働く方一人一人がかけがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要です。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、従来から取り組んでいる安全活動に新たな視点を取り入れるとともに、創意工夫され、労働災害防止のための努力を惜しまないことで、安全な職場環境を形成していただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成30年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

大阪府と府内すべての市町村は 平成30年度から 個人住民税の特別徴収を徹底します。

- 原則すべての事業主の方に対して、特別徴収義務者の指定（特別徴収税額の通知）を行います。
- 従業員の方で給与からの住民税の差し引き（特別徴収）ができていない方についても、原則、特別徴収の対象とします。

特別徴収義務者に指定する対象者（事業主）は、 所得税の源泉徴収義務のある給与の支払者です。

前年中に給与の支払いを受けており、4月1日において給与の支払いを受けている従業員の方（アルバイトなどの非正規雇用者を含む）について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

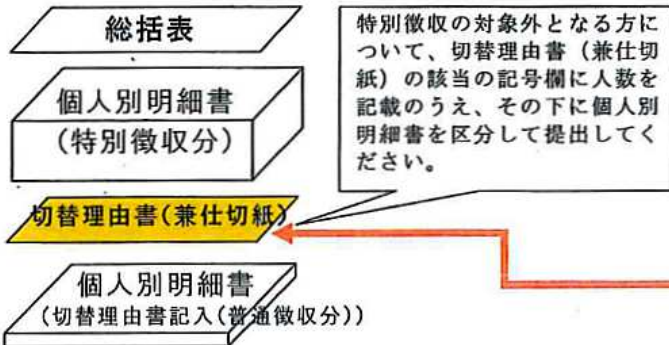
ただし、次の従業員の方は特別徴収の対象外（普通徴収）とすることができます。

- a 退職された方または給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の方
 - b 給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
 - c 給与の支払期間が不定期な方（例：給与の支払が毎月ではない）
 - d 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄適用者）
- （※ a～d に該当しない方は、原則、普通徴収は認められません。）

特別徴収の対象外となる方（上記 a～d のいずれかに該当する方）について

給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」（府HPでダウンロード可能）を添付してください。

<給与支払報告書提出時の綴り方>



普通徴収切替理由書(兼仕切紙)		
平成 年 月 日		
指定番号		
市町村長 あり		
事業所名		
普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。		
記号	普通徴収への切替理由(下記4項目以外の理由は不可)	人数
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	人
b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者	人
c	給与の支払期間が不定期(例:給与の支払が毎月ではない)	人
d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者(乙欄適用者)	人
普通徴収合計人数		人

エルタックスで提出の際は、同切替理由書の添付は不要ですが、給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄の最初に略号（a～d）を記載するとともに、「普通徴収」欄※にチェックを入力してください。（※特別徴収にするか普通徴収にするかを事業主等の希望により選択するための欄ではありません。）手続きの詳細については市町村へお問い合わせください。

※ 従業員の方が常時10人未満の事業所等の場合、申請により年12回の納期を年2回とする制度があります。詳しい手続きは市町村へお問い合わせください。

特別徴収制度の内容や手続き等、詳しくは、大阪府・各市町村のホームページをご覧ください。

（大阪府又は市町村名を入力） 特別徴収 検索

給与支払報告書等の提出は、簡単・便利な電子申告をご利用ください。



特別徴収推進の取組みに関しては、大阪府徴税対策課事業税グループ（06-6210-9123）までお問い合わせください。具体的な手続きに関しては、従業員がお住まいの市町村の個人住民税担当課までお問い合わせください。

施工体制台帳における不適切な行為

今回発覚した不適切な行為

下請との個別工事請負契約書（注文書・請書）の偽造

現在6社で契約書の偽造（もしくは偽造の恐れ）がある

20

一次	二次	方法	現況
A社		一次会社が全ての下請の請書について、記名部分・印紙部分を切貼り	偽造を認める。現在、是正作業中
B社		一次会社及び二次会社が下請の請書について、Excelに画像を貼付け、工事名称、工期等を修正	偽造を認める。現在、是正作業中
C社	D社	二次会社が印紙及び印鑑画像を切貼り	偽造を認める。現在、是正作業中
E社		一次会社がExcelに画像を貼付け工事名称、工期等を修正	偽造を認める。現在、是正作業中
F社	G社	一次会社がExcelに画像を貼付け工事名称、工期等を修正	偽造を認める。詳細報告するよう指示
H社	I社	二次会社がコピーに印鑑画像を貼付け	現在、調査中

※赤文字の会社が偽造を行った会社。一次が直接実施、及び二次が実施（一次は気付いていない）ケース